

平成 26 年 12 月 10 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部

ガラスびん再商品化能力査定および落札可能量決定に関する基本的考え方について

落札可能量は、再生処理施設の設備能力、再商品化製品利用事業者引取り同意書の数量、協会査定の販売能力等により決定します。原則、下記(1)(2)(3)のうち、いずれか少ない量とします。

(1) 再生処理施設の設備能力の上限

① 一般廃棄物処理施設設置許可あり

→ 設備能力＝1日当たりの許可能力×300日を上限とします。

ただし、協会割当可能能力を上限とします。

② 一般廃棄物処理施設設置許可なし

→ 設備能力＝0.6t×8h×300日＝1,440トン上限とします。

ただし、協会割当可能能力を上限とします。

※時間当たりの処理能力、稼働時間、年間稼働日数について、事業者が上記数値より低い数値で申請している場合は、事業者の申請の数値を優先します。

※協会割当可能能力とは、全能力のうち、協会ルート为原料処理に割り当てることができる能力。原則、再商品化事業者の申告値とします。

(2) 再商品化製品利用事業者引取り同意書の数量

再生処理事業者登録申請における有効な再商品化製品引取同意書の合計年間引取量の分別基準適合物引取量換算値とします。換算に用いる再商品化率は、ガラスびん原料用途の場合は94%、その他の原材料の用途の場合は95%です。

例 製品量＝引取同意量の94% または製品量＝引取同意量の95%

(3) 調達計画量(様式2の付属書)

①平成27年度の協会ルートからの調達計画量(＝平成27年度の販売計画量(協会分)の分別基準適合物引取量換算値)とします。

②平成27年度の調達計画量や直近の製品在庫が過大な事業者については、現地検査や個別ヒアリング、過去の販売実績などを踏まえ、判断します。過大かどうかの判断は、平成26年度の販売見込量や平成27年度の新規販売先への販売見込量の確実性などとの比較によります。

以上により決定した落札可能量は、各事業者へ入札期間前に通知します。また通知後に、販売実績の変動など特段の事由が生じた場合は、変更することがあります。

以上